



# 佐賀県公報

平成17年  
9月21日  
(水曜日)  
第12659号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 道路の区域の変更 (四八九・道路課) 一
- 道路の供用開始 (四九〇・ ) 一

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二
- 清算法人牛津東部土地改良区役員の退任届 (農地整備課) 二
- 清算法人牛津東部土地改良区清算人の退任届 ( ) 二
- 換地処分 ( ) 二
- 三瀬トンネル有料道路(二期)事業建設工事に係る特定建設共同企業体による条件付一般競争入札 (道路公社) 二

## 雑 報

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第四百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年九月二十一日から平成十七年十月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル

一般国道 三二三号	佐賀郡富士町大字古湯字大川内 二九六九番一地从先から 佐賀郡富士町大字畑瀬字前田七 三九番一地从先まで	後	一〇二・八 八・一	二、六〇七・七
	佐賀郡富士町大字畑瀬字大左古 一四六番一地从先から 佐賀郡富士町大字栗並字九郎二 八九八番地先まで	前	一一五・〇 八・七	三、八八九・八
一般国道 三二三号	佐賀郡富士町大字古湯字大川内 二九六九番一地从先から 佐賀郡富士町大字畑瀬字前田七 三九番一地从先まで	後	二四・五 四・二	二、四一九・二
	佐賀郡富士町大字古湯字大川内 二九六九番一地从先から 佐賀郡富士町大字畑瀬字前田七 三九番一地从先まで	前	二四・五 四・二	二、四一九・二

### ◎佐賀県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年九月二十一日から平成十七年十月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 三二三号	佐賀郡富士町大字古湯字大川内二九六九番一地从先から 佐賀郡富士町大字畑瀬字前田七三九番一地从先まで 佐賀郡富士町大字畑瀬字大左古一四六番一地从先から 佐賀郡富士町大字栗並字九郎二八九八番地先まで	平成一七・九・二五

## ○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市山浦町字大町前2778番6及び2780番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市山浦町2780番地  
今村 隆文

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清算法人牛津東部土地改良区から次のとおり監事が退任した旨届出があった。

平成17年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	古賀 次男	小城市牛津町柿樋瀬143番地1	平成17年8月10日
”	江口 和夫	” ” 652番地	”
”	中原 虎夫	” ” 乙柳515番地2	”

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人牛津東部土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨届出があった。

平成17年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	牧口 新太	小城市牛津町上砥川136番地	平成17年8月10日
”	古川 泰熙	” ” 柿樋瀬685番地	”
”	田中久次郎	” ” 221番地	”
”	原田 徳平	” ” 217番地2	”
”	古賀 満良	” ” 183番地	”
”	古川 徹嘉	” ” 乙柳725番地4	”
”	菅原 和敏	” ” 975番地	”
”	中島 清	” ” 勝1326番地10	”
”	原口太一郎	” ” 牛津3番地2	”
”	古川 進	” ” 柿樋瀬560番地	”
”	古賀 文二	” ” 牛津88番地27	”

県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）金立南部地区の換地計画に基づき、平成17年8月30日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成17年9月21日

佐賀県知事 古 川 康

## ○ 業 界

三瀬トンネル有料道路（2期）事業建設工事について、特定建設共同企業体による条件付一般競争入札を行いますので、入札参加資格確認申請書の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年

法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年9月21日

佐賀県道路公社理事長 川上 義幸

1 工事の概要

本工事は、既存の予備設計及び仕様書等(以下「予備設計等」という。)に基づいた詳細設計に関する技術力を持つ施工者に、詳細設計業務と施工(工事)を一括して発注する設計・施工一括発注方式である。

(1) 工事名 三瀬トンネル(2期) 3号橋上部工事

(2) 工事場所 福岡市早良区大字飯場曲洲地内

(3) 詳細設計内容 鋼橋(7径間連続鋼箱桁橋) 詳細設計 1式

(4) 工事内容

工種 鋼橋(7径間連続鋼箱桁橋) 上部工事 1式

橋長 L=398.0メートル

幅員 W=9.0メートル(3.25メートル×2車線)

(5) 予定工期 約26か月

2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(イ) 佐賀県道路公社会計規程(昭和57年佐賀県道路公社規程第8号)第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。)及び同条第3項に規定する「建設業者施行能力等級表」に登録されていること。

(ロ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ハ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐

賀県規則第21号)第2条第2項の規定により鋼構造物工事Aの決定を受けていること。

(ニ) 当該工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(ホ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から入札日までの間に受けていないこと。

(ヘ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(ニ) 佐賀県内又は福岡市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(イ) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上であること。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 平成16年5月1日から平成17年4月30日までの間に基準日がある経営事項審査において鋼構造物工事の総合評点(以下「総合評点」という。)が1,150点以上であること。

(ロ) 鋼橋上部工事(橋長30メートル以上)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(ハ) 鋼道路橋に関する設計部門を有すること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。

(イ) 総合評点が1,000点以上であること。

(ロ) 鋼橋工事(橋長20メートル以上)について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること、又は類似工事に係る施工実績があること。

<p>(2) 構成員の数 3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 より大きな施工能力を有するものであり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間 ア 本工事の請負契約の相手方となった者 本工事に係る請負契約の履行後12か月を経過する日まで イ 本工事の請負契約の相手方とならなかった者 本工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで</p> <p>3 入札手続等 (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所 交付期間 平成17年9月22日(木)から平成17年9月30日(金)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで</p> <p>交付場所 佐賀県道路公社 経営管理課 佐賀市城内一丁目6番5号 県庁南別館西庁舎4階</p> <p>(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、受付場所及び提出方法 受付期間 平成17年9月22日(木)から平成17年9月30日(金)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)の9時から16時まで 受付場所 (1)の交付場所に同じ。 提出方法 (1)の交付場所に持参すること。 なお、郵送、電子メール又はフランクシミリによる申し込みは受け付けない。</p>	<p>(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 日時 平成17年11月2日(水) 10時 場所 佐賀県庁南別館西庁舎21号会議室 佐賀市城内一丁目6番5号 提出方法 持参すること。 なお、郵送、電子メール又はフランクシミリによる申し込みは受け付けない。</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 佐賀県道路公社会計規程第75条第1項により免除する。 イ 契約保証金 落札者は、佐賀県道路公社会計規程第78条第1項の規定により契約書の提出と同時に、契約の保証を付さなければならない。 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。 (イ) 契約保証金(現金)の納付 (ロ) 有価証券(利付国債に限る。)の提供 (ハ) 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 (ニ) 公共工事履行保証証券による保証 (ホ) 履行保証保険の契約の締結 なお、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。</p> <p>(2) 落札者の決定方法 ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。 イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当</p>
--	--

該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) 問い合わせ先 佐賀県道路公社 経営管理課  
電話 0952-25-2050

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康  
平成十七年九月二十一日印刷及び発行

印刷所 株式会社 古川総合印刷  
発行定日 毎週月水金曜日